

## 第 13 号

規則第 21 条第 1 項第 13 号 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること。 【対象事業者：使用者等】

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。）によって新設された法第 31 条の 2 の規定に基づく規則第 28 条の 3 の既定に基づき、原子力規制委員会への事故等の報告を定めた。本号では、事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、公衆及び報道機関等の外部にも正確な情報を提供し、また外部からの問い合わせに対応するための方法を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

13-1) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供を実施する組織及び責任者を規定すること。

解説)

対外的に広報を行う部署を設置している場合もありますので、放射線に関する事故が発生したことを想定し、予め、外部に情報発信する責任者を規定しておき、事故発生時に放射線取扱主任者と情報提供する責任者間で連絡できる体制を設けておけばよいでしょう。

13-2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、外部に情報を提供する方法及び外部からの問い合わせに対応する方法を規定すること。

【例】

- ・問い合わせ窓口の設置
- ・ホームページの活用

解説)

対外的な問い合わせ対応や外部に情報発信できる部署が、両方とも事業所内にある場合又はそれらが本社等外部にある場合若しくはそれぞれが事業所内外に分かれている場合などそれぞれで全く異なった形になるはずですが、それぞれ主管する部門部署及びその責任者と連携を確認し、ホームページの活用や記者会見の設定など広報するための手続きや手法を規定しておけばよいでしょう。

13-3) 放射線施設で発生した事故の状況及び被害の程度等外部へ提供する情報の内容を規定すること。

【例】

- ・事故の発生日時及び発生した場所
- ・汚染の状況等による事業所等外への影響
- ・事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量
- ・応急の措置の内容

- ・放射線測定器による放射線の量の測定結果
- ・事故の原因及び再発防止策

解説)

放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、事故が発生した日時と事故の概要、事業所外に対する影響の度合い等を外部に正確に提供する必要がありますので、提供する情報の項目を規定しておきましょう。

## 関連条文例

### 13) 事故発生時の情報提供に関すること

(情報提供を実施する組織及び責任者)

第〇〇条 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供は、第〇〇条に規定する緊急対策本部が担当し、広報部長が総括する。

2 広報部長は、前項の事態が発生したときは緊急対策本部内に問い合わせ窓口を設置し対応にあたらせる。なお、外部からの問合せ対応は会社ホームページ等を通じて行う。

3 広報部長は、その災害、危険事態の大きさにより□□（委託する規程等の名称）に従い外部への情報提供の方法を判断決定し、以下の情報を随時提供する。

- (1)事故の発生日時及び発生した場所
- (2)汚染の状況等による事業所外への影響
- (3)事故発生場所で取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量
- (4)応急の措置の内容
- (5)放射線測定器による放射線の量の測定結果
- (6)事故の原因及び再発防止策
- (7)その他事故に関する情報